旧渡辺邸１階東側蔵・２階展示室　管理運営規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、特定非営利活動法人水辺のまち新湊（以下「水辺のまち」という。）が所有する「旧渡辺邸（射水市放生津町1７－５）木造２階建て家屋後側の一部」のうち１階東側蔵（以下「イベント施設―Ａ」という。）及び２階展示室（以下「イベント施設―Ｂ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設使用申込み）

**第２条**　イベント施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用内容を明示した使用申込書を水辺のまちに提出しなければならない。

２　前項の規定による申込みは、利用日の６か月前から7日前までの間に行わなければならない。ただし、公益性があると水辺のまちが認める場合はこの限りでない。

（イベント施設の管理基準）

**第３条**　イベント施設管理基準を、次のとおり定める。

３－1　休日及び使用時間等

1. 休日は、毎週水曜日と年末年始（12月 28日から翌年 1月3日まで）とする。
2. 休日は、臨時に定めまた変更することができる。
3. 使用時間は、午前９時から午後５時までとする。

ただし、水辺のまちの承認を得て使用時間を変更することができる。

３－２　使用内容及び使用形態

政治、宗教、不適正勧誘商法等に関わる使用内容、及び反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員）による使用はこれを認めない。使用形態については、使用者は事前に水辺のまちと協議を行うこととする。

（イベント施設使用料）

**第４条**イベント施設使用料を、次のとおり定める。

４－1 施設使用料

1. ・イベント施設―Ａ　　面積３１．７７㎡

１日使用料3，０００円　　半日（午前・午後）使用料1，5００円

　　　 ・イベント施設―Ｂ　　面積５０．５９㎡

１日使用料3，０００円　　半日（午前・午後）使用料１，５００円

　　　 ・イベント施設―Ａ＋Ｂ　　面積８２．３６㎡

１日使用料5，０００円　　半日（午前・午後）使用料2，５００円

　（２）使用期間が長期にわたるときは、水辺のまちは使用料額について使用者との協議に応ずるものとする。

４－２ 備品使用料及び光熱費等

水辺のまちは、備品（テーブル、椅子等）及び光熱費（エアコン用電気、ストーブ用灯油等）の使用料を使用状況により別途請求することができるものとする。

（施設使用料の支払い）

**第５条**　使用者は、施設使用料を使用日の３日前までに支払わなければならない。

２　既に支払った施設使用料又は支払うべき施設使用料に不足が生じたときは、使用者は当該不足額を速やかに支払わなければならない。

（施設使用料の免除）

**第６条**　施設使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）水辺のまちが主催する行事等に使用するとき　　使用料の全部

（２）その他水辺のまちが特に必要と認めるとき　　使用料の全部又は一部

（使用取消の届出）

**第7条**　イベント施設の使用を取消すときは、使用者はその旨を速やかに水辺のまちに届出しなければならない。

２　使用３日前以降に取消した場合は、使用者はキャンセル料として施設

使用料の全額を支払うものとする。

（その他）

**第8条**　この規則に定めるもののほかの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附　則**

この規則は、平成30年2月１日から運用する。